

当院における身体的拘束最小化への取り組みについて

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重した医療を提供するため、組織全体で身体的拘束を最小化する体制を整備し、以下の通り取り組んでいます。

1. 身体的拘束に対する基本方針

当院では、患者様又は他の患者様等の生命又は身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、原則として身体的拘束を行わない方針を徹底いたします。安易な身体的拘束は行わず、常に代替ケアの可能性を検討します。

2. 身体的拘束最小化に向けた具体的な取り組み

(1) 身体的拘束最小化チームの設置

専任医師・看護師を中心とし、薬剤師、リハビリ療法士、社会福祉士をサポートメンバーに加えた「身体的拘束最小化チーム」を設置しています。

(2) 定期的な巡回と解除に向けた検討

やむを得ず身体的拘束を実施している患者様を対象に、チームによる定期的な院内巡回（ラウンド）を行い、病棟スタッフと共に速やかな拘束解除に向けた具体的な代替案の検討を行います。

(3) 職員向け研修の実施

身体的拘束による弊害の理解や、拘束を行わないケア技術の向上を目的に、入院患者に関わる職員を対象とした講習会・研修を年2回以上計画的に実施しています。

(4) ケア用具の管理と導入

身体的拘束に用いる用具の全てを、病棟を除く病院内の所定場所に一元管理します。また、身体的拘束を行わずに安全を確保するための代替用具（低床ベッド、離床センサー等）の積極的に導入を推進しています。

3. 身体的拘束の実施状況（実施率の推移）

当院における入院患者様に対する身体的拘束の実施率は以下の通り推移しています。

今後もさらなる実施率の低減を目指し、取り組みを継続してまいります。

【身体的拘束 実施率の推移】

令和8年3～5月： 2.2 %

※計算式：身体的拘束を必要とした延べ患者数 ÷ 延べ入院患者数（または施設基準で定める算出方法に準ずる）